

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

○ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を
改正する条例

警察本部

【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

目次

担当課（室）

平成26年5月16日 岡山県公報 号外

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第五十三号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。
別表第二の一の項中「第九十七条の二第一項第三号」の下に「又は第五号」を加え、同表の一の二の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年六月一日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

道路交通法の一部改正に伴い、一定の病気に該当すること等を理由として運転免許の取消しを受けた者で、当該取消の日から起算して三年を経過しないものが運転免許を再取得する場合の運転免許試験の手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。